

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出書提出期限の特例） 第三条 法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。 「一〇四 略」 五 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であつて、取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買を行うこととなるもの （有価証券届出書等の記載の特例） 第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十	（届出書提出期限の特例） 第三条 「同上」 「一〇四 同上」 五 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であつて、取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第十四条の十四の二第一項第一号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）において売買を行うこととなるもの （有価証券届出書等の記載の特例） 第九条 「同上」

三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券、有価証券信託受益証券のうち受託有価証券が株券であるもの又は預託証券で株券を表示するもの（第五号及び第十九条の九において「株券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項

「イ」へ 略」

「二」十 略」

（サステナビリティ情報の記載方法）

第十九条の九 法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者（金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場されている株券等の発行者に限る。）であつて、平均時価総額が一兆円以上である者は、有価証券届出書又は法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書（以下この条において「有価証券届出書等」という。）の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従つて、これを記載しなければならない。当該サステナビリティ関連記載事項を訂正する場合における訂正届出書又は訂正報告書についても、同様とする。

一 時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券、有価証券信託受益証券のうち受託有価証券が株券であるもの又は預託証券で株券を表示するもの（第五号において「株券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項

「イ」へ 同上」

「二」十 同上」

「条を加える。」

2 前項に規定する者以外の者は、有価証券届出書等（同項後段の規定による訂正届出書又は訂正報告書を含む。）の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従って、これを記載することができる。

3 第一項の「平均時価総額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 有価証券届出書等を提出しようとする日が上場日（第一項に規定する発行者の発行する株券等が、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。次号において同じ。）以後五事業年度（有価証券届出書等を提出しようとする日の属する事業年度の直前事業年度（以下この項において「直前事業年度」という。）を除く。）の末日を経過している場合 直前事業年度の前事業年度の末日及び当該前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度の全ての末日における株券等の時価総額（取引所金融商品市場（法第三十二条第三十二項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）における時価総額をいう。次号において同じ。）の合計を五で除して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 上場日以後に経過した事業年度（直前事業年度を除く。）の全ての末日における株券等の時価総額の合計を当該経過した事業年度（直前事業年度を除く。）の全ての末日の数で除して得た額

4 第一項及び第二項の「サステナビリティ関連記載事項」とは、次

に掲げる事項をいう。

一 有価証券届出書等の記載事項のうち「キメリヤバニヤム(信託)の株主(受益者)」の項目に記載すべき事項(この府令の様式に定めるもの)に限り、当該事項の全部又は一部を他の項目において記載する場合を含む。)

二 前号に掲げる事項を訂正する場合における訂正届出書又は訂正報告書のうち当該事項を訂正する部分

5 サステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行ったサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当なサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの(次項において「サステナビリティ開示基準」という。)は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に該当するものとする。

一 利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二 特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三 高い専門的見地からサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準を作成する能力を有する者による合議制の機関(以下この項において「基準委員会」という。)を設けていること。

四 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五 基準委員会がサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準について上場会社等（法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者をいう。以下この号において同じ。）を取り巻く経営環境及び上場会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的な整合性の確保の観点から継続して検討を加えるものであること。

6 外国の者である場合における第一項又は第二項の規定の適用については、サステナビリティ開示基準又は国際サステナビリティ開示基準（国際財務報告基準財団により公表されるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準をいう。）と整合的な基準として金融庁長官が認める外国の基準を第一項に規定する一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準とみなすことができる。

第二号様式

【表紙】
 【提出書類】 有価証券届出書
 【提出先】 ____ 財務（支）局長
 【提出日】 ____ 年 月 日
 【会社名】(2) _____
 【英訳名】 _____
 【代表者の役職氏名】(3) _____
 【本店の所在の場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【最寄りの連絡場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の
 種類】(4) _____
 【届出の対象とした募集（売出）金額】(5) _____
 【安定操作に関する事項】(6) _____
 【縦覧に供する場所】(7) 名称 _____
 (所在地) _____

第一部 [略]

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

[1～4 略]

[削る。]

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ㉔

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ㉔

[3～6 略]

第3 [略]

第4 【提出会社の状況】

[1～4 略]

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】 (58-2)

(2) 【従業員の状況】 (58-3)

[第5～第7 略]

[第三部・第四部 略]

(記載上の注意)

[(1)～㉔ 略]

㉔ 主要な経営指標等の推移

[a～c 略]

第二号様式

【表紙】
 【提出書類】 有価証券届出書
 【提出先】 ____ 財務（支）局長
 【提出日】 ____ 年 月 日
 【会社名】(2) _____
 【英訳名】 _____
 【代表者の役職氏名】(3) _____
 【本店の所在の場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【最寄りの連絡場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の
 種類】(4) _____
 【届出の対象とした募集（売出）金額】(5) _____
 【安定操作に関する事項】(6) _____
 【縦覧に供する場所】(7) 名称 _____
 (所在地) _____

第一部 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

[1～4 同左]

5 【従業員の状況】 ㉔

第2 [同左]

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ㉔

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (30-2) ㉔

[3～6 同左]

第3 [同左]

第4 [同左]

[1～4 同左]

[加える。]

[第5～第7 同左]

[第三部・第四部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～㉔ 同左]

㉔ [同左]

[a～c 同左]

d 「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の「2 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a (q) 及びb (u) に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

[e～g 略]

h 提出会社が第19条の9第1項に規定する取引所金融商品市場に上場されている株券等（第9条第1号に規定する株券等をいう。hにおいて同じ。）の発行者である場合には、最近6事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額（第19条の9第3項第1号に規定する時価総額をいう。）を注記すること。

[㉔～㉖ 略]

[削る。]

d 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a (q) 及びb (u) に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

[e～g 同左]

[加える。]

[㉔～㉖ 同左]

㉖ 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下㉖において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c 最近日までの1年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

d 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。e及びfにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第1項第1号ホに掲げる事項をいう。以下dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。e及びfにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

e 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

(b) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定による公表をしない場合

f 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号リに掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社及

㉔ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a 最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下㉔、㉔b及びc、㉔a、㉔a、㉔、㉔d(f)並びに(58－2)において同じ。）の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、㉔aの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。

b [略]

㉕ サステナビリティに関する考え方及び取組

a 第19条の9第1項又は第2項の規定の適用を受ける者は、冒頭に、次に掲げる事項を記載した上で、サステナビリティ開示基準（同条第5項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。以下㉕において同じ。）により開示することとされている事項を記載すること。

(a) サステナビリティ開示基準に準拠している旨

(b) 第19条の9第1項又は第2項のいずれの規定の適用を受けるものかの別

(c) 企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 年内閣府令第 号）附則第 条の規定の適用を受けている場合には、その旨及び最近事業年度の次の事業年度に係る半期報告書の提出期限までにサステナビリティ開示基準により開示することとされている事項を記載した訂正届出書を提出する旨

(d) サステナビリティ開示基準に基づく経過措置（サステナビリティ開示基準の規定により当該経過措置の適用を受ける場合に開示することが求められているものに限る。）の適用を受けている場合には、その旨、その根拠となる規定及び内容

b aの場合以外の場合には、最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況（人的資本（人材の多様性を含む。）に係るものを除く。）について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a) ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。

(b) 戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。c(b)において同じ。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。c(c)において同じ。）のうち、重要なものについて記載すること。

c 最近日現在における連結会社の人的資本（人材の多様性を含む。）について、次のとおり記載すること。ただし、aの規定により、サステナビリティ開示基準に従って、次の事項と同様の事項を記載しているときは、この限りでない。

(a) b(a)に掲げる事項を記載すること。

(b) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人

びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号りに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

g 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係るdからfまでに規定する事項については、「第二部 企業情報」の「第7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができる。この場合においては、その箇所を参照する旨を記載すること。

㉖ [同左]

a 最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下㉖、(30－2)、㉖a、㉖a、㉖及び㉖d(f)において同じ。）の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、㉖aの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。

b [同左]

(30－2) [同左]

最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

a ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。

b 戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。cにおいて同じ。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。cにおいて同じ。）のうち、重要なものについて記載すること。

c bの規定にかかわらず、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。

(a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。

(b) (a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。

(c) (b)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

なお、cにおいて記載することとされた事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

d 将来に関する情報、見込み情報又は提出会社の統制の及ばない第三者から取得した情報（以下dにおいて「将来情報等」という。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。

(a) 将来情報等が含まれる旨

(b) 将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(c) 情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来情報等の開示について責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

(3) [略]

(2) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a [略]

[a～(d) 略]

(e) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を(2)aの規定により記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、届出書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

[f]・(g) 略]

[b～e 略]

(3) 重要な契約等

[a～g 略]

h 提出会社が第19条第2項第12号の4に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第20号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。以下hにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第13号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第5号に規定する純資産額）の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結しているものを除く。以下hにおいて同じ。）又は社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行しているものを除く。以下hにおいて同じ。）についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は

(3) [同左]

(2) [同左]

a [同左]

[a～(d) 同左]

(e) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を(2)aの規定により記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、届出書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

[f]・(g) 同左]

[b～e 同左]

(3) [同左]

[a～g 同左]

h 提出会社が第19条第2項第12号の4に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第20号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。以下hにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第13号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第5号に規定する純資産額）の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

[(a)・(b) 略]

[(94)～(97) 略]

(98) 株式の総数等

[a～h 略]

i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(3) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。(58－3) eの規定により「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に(46) a(a)から(c)までに掲げる事項を記載する場合についても、同様とする。）。)

j [略]

(99) ストックオプション制度の内容

[a～e 略]

f 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合であって、aからdまでにより記載すべき事項を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載しているときは、その旨を記載することによって、本項目におけるこれらの事項の記載を省略することができる。

[(41)～(45) 略]

(46) 役員・従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。c及び(58－3) eにおいて同じ。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(47)において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下(46)及び(58－3) eにおいて「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

[(a)～(c) 略]

b [略]

c 使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合であって、a(a)から(c)までに掲げる事項を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載しているときは、その旨を記載することによって、本項目におけるこれらの事項の記載を省略することができる。

[(47)～(50) 略]

(58－2) 人材戦略に関する基本方針等

a 連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載すること。
b 連結会社の従業員（連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む。）の給与（賞与を含む。）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針（提出会社に係るものに限りことができる。）について、具体的に記載すること。

(58－3) 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下(58－3)において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与（賞与を含む。以下aにおいて同じ。）及び平均年間給与の対前事業年度増減率（最近事業年度における平均年間給与からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を当該前事業年度における平均年間給与の額で除した割合をいう。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

[(a)・(b) 同左]

[(94)～(97) 同左]

(98) [同左]

[a～h 同左]

i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(3) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。)

j [同左]

(99) [同左]

[a～e 同左]

[加える。]

[(41)～(45) 同左]

(46) [同左]

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(47)において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下(46)において「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

[(a)～(c) 同左]

b [同左]

[加える。]

[(47)～(50) 同左]

[加える。]

[加える。]

- b 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、連結会社（外国の会社を除く。以下bにおいて同じ。）のうち最近事業年度における従業員数が最も多い会社（以下bにおいて「最大人員会社」といい、最近事業年度における最大人員会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、最大人員会社及び従業員数が次に多い会社とする。）に係るaに規定する事項について、会社ごとに区分して記載すること。
- c 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
- d 最近日までの1年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
- e 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、(a) a から d までに掲げる事項又はこれらの事項を「1 株式等の状況」の「(2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」に記載している旨を、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合には(a) a (a)から(c)までに掲げる事項又はこれらの事項を「1 株式等の状況」の「(7) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している旨を記載すること。
- f 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。g及びhにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第1項第1号ホに掲げる事項をいう。以下fにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。g及びhにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
- g 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。
- (a) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合
- (b) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定による公表をしない場合
- h 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号リに掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

i 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係る f から h までに規定する事項については、「第 7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができる。この場合においては、その箇所を参照する旨を記載すること。

〔~~(3)~~～~~(8)~~ 略〕

第二号の四様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	____ 財務（支）局長
【提出日】	____ 年 月 日
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集（売出）金額】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)

第一部 〔略〕

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

〔1～4 略〕

〔削る。〕

〔第 2・第 3 略〕

第 4 【提出会社の状況】

〔1～4 略〕

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

(2) 【従業員の状況】

〔第 5～第 7 略〕

〔第三部・第四部 略〕

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

なお、第 9 条第 9 号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。

〔(1)～(10) 略〕

〔~~(3)~~～~~(8)~~ 同左〕

第二号の四様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	____ 財務（支）局長
【提出日】	____ 年 月 日
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集（売出）金額】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)

第一部 〔同左〕

第二部 〔同左〕

第 1 〔同左〕

〔1～4 同左〕

5 【従業員の状況】

〔第 2・第 3 同左〕

第 4 〔同左〕

〔1～4 同左〕

〔加える。〕

〔第 5～第 7 同左〕

〔第三部・第四部 同左〕

(記載上の注意)

〔同左〕

〔(1)～(10) 同左〕

(11) 主要な経営指標等の推移

[a～c 略]

d 「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a (q) 及びb (u) に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

e [略]

[(12～(5)) 略]

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

財務（支）局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【縦覧に供する場所】(7)

名称

(所在地)

[第一部・第二部 略]

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

[1～5 略]

[削る。]

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】⁽³¹⁾

(2) 【役員の状況】⁽³²⁾

[表略]

(3) 【監査の状況】⁽³³⁾

(4) 【役員の報酬等】⁽³⁴⁾

7 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】⁽³⁵⁾

(2) 【従業員の状況】⁽³⁵⁻²⁾

[第2～第6 略]

(11) [同左]

[a～c 同左]

d 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a (q) 及びb (u) に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

e [同左]

[(12～(5)) 同左]

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

財務（支）局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【縦覧に供する場所】(7)

名称

(所在地)

[第一部・第二部 同左]

第三部 [同左]

第1 [同左]

[1～5 同左]

6 【従業員の状況】⁽³¹⁾

7 [同左]

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】⁽³²⁾

(2) 【役員の状況】⁽³³⁾

[同左]

(3) 【監査の状況】⁽³⁴⁾

(4) 【役員の報酬等】⁽³⁵⁾

[加える。]

[第2～第6 同左]

[第四部～第六部 略]

(記載上の注意)

[(1)～(3)] 略]

[削る。]

(34)～(34) 略]

(35) 人材戦略に関する基本方針等

第二号様式記載上の注意(58－2)に準じて記載することができる。

(35－2) 従業員の状況

- a 最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与（賞与を含む。以下 a において同じ。）及び平均年間給与の対前事業年度増減率（最近事業年度における平均年間給与

[第四部～第六部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(3)] 同左]

(35) 従業員の状況

- a 最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載すること。
また、事業部門別の従業員数を記載すること。
- b 臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
- c 最近日までの1年間において、従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
- d 最近事業年度の提出会社における管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。e及びfにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第1項第1号ホに掲げる事項をいう。以下dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。e及びfにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
- e 最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。b）において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。
- (a) 提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合
- (b) 提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定による公表をしない場合
- f 最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号リに掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

(36)～(36) 同左]

[加える。]

[加える。]

からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を当該前事業年度における平均年間給与の額で除した割合をいう。)を記載すること。

また、事業部門別の従業員数を記載すること。

- b 臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
- c 最近日までの1年間において、従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
- d 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、㉔の規定により第二号様式記載上の注意㉔aからdまでに掲げる事項又はこれらの事項を「4 株式等の状況」の「2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」に記載している旨を記載すること。
- e 最近事業年度の提出会社における管理職に占める女性労働者の割合(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号。f及びgにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。)第19条第1項第1号ホに掲げる事項をいう。以下eにおいて同じ。)を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。f及びgにおいて「女性活躍推進法」という。)の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
- f 最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。)第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。)を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。
- (a) 提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項をいう。)について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合
- (b) 提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況(育児・介護休業法施行規則第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。)について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の規定による公表をしない場合
- g 最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の差異(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号リに掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しなければならないものをいう。)を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異(同号リに掲げる事項をいう。)について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

㉔ [略]

㉕ サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意㉔に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意㉔中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

[㉔・㉕ 略]

㉖ 重要な契約等

[a～f 略]

g 提出会社が第19条第2項第12号の4に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営

㉔ [同左]

㉕ [同左]

第二号様式記載上の注意(30-2)に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意(30-2)中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

[㉔・㉕ 同左]

㉖ [同左]

[a～f 同左]

g 提出会社が第19条第2項第12号の4に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営

成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第5号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約（連結子会社との間で締結しているものを除く。以下gにおいて同じ。）又は社債（連結子会社に対して発行しているものを除く。以下gにおいて同じ。）についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

〔a）・(b) 略〕

〔44)～(47) 略〕

第二号の六様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	____年 月 日
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集（売出）金額】	_____
【安定操作に関する事項】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)

〔第一部・第二部 略〕

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

〔1～4 略〕

〔削る。〕

〔第2・第3 略〕

第4 【提出会社の状況】

〔1～4 略〕

5 【従業員の状況等】

成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第5号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

〔a）・(b) 同左〕

〔44)～(47) 同左〕

第二号の六様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	____年 月 日
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集（売出）金額】	_____
【安定操作に関する事項】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)

〔第一部・第二部 同左〕

第三部 〔同左〕

第1 〔同左〕

〔1～4 同左〕

5 【従業員の状況】

〔第2・第3 同左〕

第4 〔同左〕

〔1～4 同左〕

〔加える。〕

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

(2) 【従業員の状況】

[第5～第7 略]

[第四部～第六部 略]

(記載上の注意)

[略]

第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

____ 財務（支）局長

【提出日】

____ 年 ____ 月 ____ 日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の
種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【縦覧に供する場所】

名称

____ (所在地)

[第一部・第二部 略]

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

[1～4 略]

[削る。]

[第2・第3 略]

第4 【提出会社の状況】

[1～4 略]

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

(2) 【従業員の状況】

[第5～第7 略]

[第四部～第六部 略]

(記載上の注意)

[略]

第三号様式

[第5～第7 同左]

[第四部～第六部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

____ 財務（支）局長

【提出日】

____ 年 ____ 月 ____ 日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の
種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【縦覧に供する場所】

名称

____ (所在地)

[第一部・第二部 同左]

第三部 [同左]

第1 [同左]

[1～4 同左]

5 【従業員の状況】

[第2・第3 同左]

第4 [同左]

[1～4 同左]

[加える。]

[第5～第7 同左]

[第四部～第六部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

第三号様式

、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項

[a～f 略]

g この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であつて、会社法第453条に規定する剰余金の配当（㉔ b 及び c において「剰余金の配当」という。）に関する事項が当該定時株主総会又はこの報告書の提出日後当該定時株主総会までの間若しくは当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、関連する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。

[h・i 略]

[(2)～(4) 略]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 第二号様式記載上の注意㉔に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㉔ f中「6事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては11事業年度）」とあるのは「当事業年度の前5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度の前10事業年度）」と、「5事業年度前」とあるのは「当事業年度の4事業年度前（6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度の9事業年度前）」と、同様式記載上の注意㉔ h中「最近6事業年度」とあるのは「当事業年度の前5事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。

[b・c 略]

[(6)～(8) 略]

[削る。]

(9) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意㉔に準じて記載すること。

(10) サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意㉔に準じて記載すること。

[㉔～㉔ 略]

(㉔) 株式の総数等

[a～i 略]

j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 所有者別状況」から「(8) 役員・従業員株式所有制度の内容」までにおいて同じ。(39－3)により第二号様式記載上の注意(58－3)に基づき同様式記載上の注意㉔ a (a)から(c)までに掲げる事項を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載した場合についても同様とする。）。)

[㉔～㉔ 略]

(㉔) 配当政策

a [略]

b 当事業年度に剰余金の配当をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

c [略]

[(5)～(5) 略]

(1) [同左]

[a～f 同左]

g この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であつて、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。

[h・i 同左]

[(2)～(4) 同左]

(5) [同左]

a 第二号様式記載上の注意㉔に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㉔ f中「6事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては11事業年度）」とあるのは「当事業年度の前5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度の前10事業年度）」と、「5事業年度前」とあるのは「当事業年度の4事業年度前（6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度の9事業年度前）」と読み替えるものとする。

[b・c 同左]

[(6)～(8) 同左]

(9) 従業員の状況

第二号様式記載上の注意㉔に準じて記載すること。

(10) [同左]

第二号様式記載上の注意㉔に準じて記載すること。

(10－2) [同左]

第二号様式記載上の注意(30－2)に準じて記載すること。

[㉔～㉔ 同左]

(㉔) [同左]

[a～i 同左]

j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 所有者別状況」から「(8) 役員・従業員株式所有制度の内容」までにおいて同じ。）。)

[㉔～㉔ 同左]

(㉔) [同左]

a [同左]

b 当事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下 b 及び c において「剰余金の配当」という。）をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

c [同左]

[(5)～(5) 同左]

(39－2) 人材戦略に関する基本方針等

第二号様式記載上の注意(58－2)に準じて記載すること。

(39－3) 従業員の状況

第二号様式記載上の注意(58－3)に準じて記載すること。

(40)～(47) 略

第三号の様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項及び第2項

【提出先】

____ 財務（支）局長

【提出日】

____ 年 月 日

【事業年度】

第 期（自 ____ 年 月 日 至 ____ 年 月 日）

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称

(所在地)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

[1～5 略]

[削る。]

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(11)

(2)【役員の状況】(12)

[表略]

(3)【監査の状況】(13)

(4)【役員の報酬等】(14)

7 【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】(15)

(2)【従業員の状況】(15－2)

[第2～第6 略]

[第二部・第三部 略]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」の「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(11)及び(14)を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日

[加える。]

[加える。]

(40)～(47) 同左]

第三号の様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項及び第2項

【提出先】

____ 財務（支）局長

【提出日】

____ 年 月 日

【事業年度】

第 期（自 ____ 年 月 日 至 ____ 年 月 日）

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称

(所在地)

第一部 [同左]

第1 [同左]

[1～5 同左]

6 【従業員の状況】(11)

7 [同左]

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(12)

(2)【役員の状況】(13)

[同左]

(3)【監査の状況】(14)

(4)【役員の報酬等】(15)

[加える。]

[第2～第6 同左]

[第二部・第三部 同左]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」の「7 コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(11)及び(15)を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日

の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近2事業年度」とあるのは「当事業年度の
前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」
と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報
告書に記載した」と読み替えるものとする。

[(1)～(10) 略]
[削る。]

- (11) コーポレート・ガバナンスの概要
第二号の五様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- (12) [略]
- (13) 監査の状況
第二号の五様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- (14) [略]
- (15) 人材戦略に関する基本方針等
第二号様式記載上の注意(58－2)に準じて記載することができる。

(15－2) 従業員の状況
第二号の五様式記載上の注意(35－2)に準じて記載すること。

- (16) [略]
- (17) サステナビリティに関する考え方及び取組
第二号様式記載上の注意(10)に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意
(10)中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。
- [(18)～(6) 略]

第四号様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第3項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	____年 月 日
【事業年度】	第 期（自 ____年 月 日 至 ____年 月 日）
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____(所在地)

第一部【企業情報】

の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近2事業年度」とあるのは「当事業年度の
前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度の
前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と
、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告
書に記載した」と読み替えるものとする。

- [(1)～(10) 同左]
- (11) 従業員の状況
第二号の五様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- (12) [同左]
第二号の五様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- (13) [同左]
- (14) [同左]
第二号の五様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- (15) [同左]
[加える。]

[加える。]

- (16) [同左]
- (17) [同左]
第二号様式記載上の注意(30－2)に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上
の注意(30－2)中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。
- [(18)～(6) 同左]

第四号様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第3項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	____年 月 日
【事業年度】	第 期（自 ____年 月 日 至 ____年 月 日）
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____(所在地)

第一部 [同左]

第1【企業の概況】

[1～4 略]

[削る。]

[第2・第3 略]

第4【提出会社の状況】

[1～3 略]

4【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

(2)【従業員の状況】

[第5～第8 略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

[略]

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【中間会計期間】

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

半期報告書

金融商品取引法第24条の5第1項の表の第 号

____財務(支)局長

____年 月 日

第 期中(自 ____年 月 日 至 ____年 月 日)

名称

____(所在地)

第一部【企業情報】

第1 [略]

第2【事業の状況】

[1～3 略]

4【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】(9-2)

第3 [略]

第4【経理の状況】⁽⁸⁾

1【中間連結財務諸表】⁽⁹⁾

[(1)・(2) 略]

(3)【持分変動計算書】⁽²⁾

(4) [略]

第1 [同左]

[1～4 同左]

5【従業員の状況】

[第2・第3 同左]

第4 [同左]

[1～3 同左]

[加える。]

[第5～第8 同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【中間会計期間】

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

半期報告書

金融商品取引法第24条の5第1項の表の第 号

____財務(支)局長

____年 月 日

第 期中(自 ____年 月 日 至 ____年 月 日)

名称

____(所在地)

第一部 [同左]

第1 [同左]

第2 [同左]

[1～3 同左]

[加える。]

第3 [同左]

第4 [同左]

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

(3) [同左]

2	〔略〕
第二部	〔略〕
	(記載上の注意)
	〔1〕～(8) 略
(9)	重要な契約等
	〔a～g 略〕
h	当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第2項第12号の4又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。）が付された <u>金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結したものを除く。以下h及びiにおいて同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行したものを除く。以下h及びiにおいて同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。iにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の4又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。</u>
i	〔略〕
(9-2)	サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項
	前事業年度に係る有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合であって、当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異があるときは、当該数値及び当該確定値並びに当該差異が生じた理由を記載することができる。
	なお、この項目に記載する事項がない場合には、項目名を含め記載を要しない。
	〔10〕～(14) 略
(15)	大株主の状況
a	提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第454条第5項の規定による中間配当に係る同法第124条第1項に規定する基準日として定めた場合にあっては、 <u>当該基準日現在の「大株主の状況」について記載すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。</u>
	〔b～d 略〕
(16)	議決権の状況
a	提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第454条第5項の規定による中間配当に係る同法第124条第1項に規定する基準日として定めた場合にあっては、 <u>当該基準日現在の「議決権の状況」について記載すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。</u>
	なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
	〔b～h 略〕
	〔17〕～(20) 略

2	〔同左〕
第二部	〔同左〕
	(記載上の注意)
	〔1〕～(8) 同左
(9)	〔同左〕
	〔a～g 同左〕
h	当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第2項第12号の4又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。）が付された <u>金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。iにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の4又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。</u>
i	〔同左〕
	〔加える。〕
	〔10〕～(14) 同左
(15)	〔同左〕
a	<u>当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。</u>
	〔b～d 同左〕
(16)	〔同左〕
a	当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。 なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
	〔b～h 同左〕
	〔17〕～(20) 同左

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【中間会計期間】

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

半期報告書

金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

____財務(支)局長

____年 月 日

第 期中(自 ____年 月 日 至 ____年 月 日)

名称

____(所在地)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

〔1～3 略〕

〔削る。〕

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(8)

2 【事業等のリスク】(9)

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(10)

4 【重要な契約等】(11)

5 【研究開発活動】(12)

6 【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】(13)

第3 【略】

第4 【提出会社の状況】

〔1・2 略〕

3 【従業員の状況】(23-2)

〔第5・第6 略〕

第二部 【略】

(記載上の注意)

〔(1)～(4) 略〕

(5) 主要な経営指標等の推移

〔a・b 略〕

c 「第4 提出会社の状況」の「3 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(s)及びb(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【中間会計期間】

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

半期報告書

金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

____財務(支)局長

____年 月 日

第 期中(自 ____年 月 日 至 ____年 月 日)

名称

____(所在地)

第一部 【同左】

第1 【同左】

〔1～3 同左〕

4 【従業員の状況】(8)

第2 【同左】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(9)

2 【事業等のリスク】(10)

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(11)

4 【重要な契約等】(12)

5 【研究開発活動】(13)

〔加える。〕

第3 【同左】

第4 【同左】

〔1・2 同左〕

〔加える。〕

〔第5・第6 同左〕

第二部 【同左】

(記載上の注意)

〔(1)～(4) 同左〕

(5) 【同左】

〔a・b 同左〕

c 「4 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(s)及びb(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

〔6〕・〔7〕 略〕
〔削る。〕

〔8〕 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下〔8〕、〔9〕、〔11〕から〔13〕まで、〔14〕b、〔15〕及び〔16〕において同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。b、〔9〕a 及び〔10〕a(a)において同じ。）が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。

b 〔略〕

〔9〕 事業等のリスク

a 当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下〔9〕及び〔10〕において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 〔略〕

〔10〕 〔略〕

〔11〕 重要な契約等

〔a～g 略〕

h 当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第 19 条第 2 項第 12 号の 4 又は第 20 号に規定する財務上の特約をいう。以下 h 及び i において同じ。）が付された金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結したものを除く。以下 h 及び i において同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行したものを除く。以下 h 及び i において同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第 13 号に規定する当該連結会社をいう。i において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第 12 号の 4 又は第 20 号に定める

〔6〕・〔7〕 同左〕

〔8〕 従業員の状況

a 当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当中間連結会計期間又は当中間会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の 100 分の 10 未満であるときは、記載を省略することができる。

c 当中間連結会計期間又は当中間会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

〔9〕 〔同左〕

a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下〔9〕、〔10〕、〔12〕、〔13〕、〔14〕b、〔15〕及び〔16〕において同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。b、〔10〕a 及び〔11〕a(a)において同じ。）が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。

b 〔同左〕

〔10〕 〔同左〕

a 当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下〔10〕及び〔11〕において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 〔同左〕

〔11〕 〔同左〕

〔12〕 〔同左〕

〔a～g 同左〕

h 当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第 19 条第 2 項第 12 号の 4 又は第 20 号に規定する財務上の特約をいう。以下 h 及び i において同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第 13 号に規定する当該連結会社をいう。i において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第 12 号の 4 又は第 20 号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

i [略]

(12) [略]

(13) サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項

前事業年度に係る有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合であって、当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異があるときは、当該数値及び当該確定値並びに当該差異が生じた理由を記載することができる。

なお、この項目に記載する事項がない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(14) 主要な設備の状況

a 当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における主要な設備の異動の状況について、これに準じて記載すること。

b [略]

(15)～(20) [略]

(21) 大株主の状況

a 提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日に会社法第454条第5項の規定による中間配当に係る同法第124条第1項に規定する基準日として定めた場合にあっては、当該基準日現在の「大株主の状況」について記載すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

[b～e 略]

(22) 議決権の状況

a 提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第454条第5項の規定による中間配当に係る同法第124条第1項に規定する基準日として定めた場合にあっては、当該基準日現在の「議決権の状況」について記載すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

[b～h 略]

(23) [略]

(23-2) 従業員の状況

a 当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

i [同左]

(13) [同左]

[加える。]

(14) [同左]

a 当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における主要な設備の異動の状況について、これに準じて記載すること。

b [同左]

(15)～(20) [同左]

(21) [同左]

a 当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

[b～e 同左]

(22) [同左]

a 当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

[b～h 同左]

(23) [同左]

[加える。]

- b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当中間連結会計期間又は当中間会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
- c 当中間連結会計期間又は当中間会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
- d 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には⑪の規定により第二号様式記載上の注意⑨aからdまでに掲げる事項又はこれらの事項を「1 株式等の状況」の「(2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」に記載している旨を記載すること。
- 〔⑫～⑭ 略〕

第五号の二様式

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項及び第2項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	____年 月 日
【中間会計期間】	第 期中（自 ____年 月 日 至 ____年 月 日）
【会社名】(2)	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】(3)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】(4)	名称 _____ (所在地) _____

第一部 【企業情報】

第1 〔略〕

第2 【事業の状況】

〔1～4 略〕

5 【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】 (13～2)

〔第3～第5 略〕

〔第二部・第三部 略〕

(記載上の注意)

〔(1)～(8) 略〕

(9) 従業員の状況

〔a～c 略〕

d 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には(7)により第五号様式記載上の注意 (17) に基づき第二号様式記載上の注意 (9) aからdまでに掲げる事項又はこれらの事項を「3 株式等の状

〔⑫～⑭ 同左〕

第五号の二様式

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項及び第2項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	____年 月 日
【中間会計期間】	第 期中（自 ____年 月 日 至 ____年 月 日）
【会社名】(2)	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】(3)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】(4)	名称 _____ (所在地) _____

第一部 〔同左〕

第1 〔同左〕

第2 〔同左〕

〔1～4 同左〕

〔加える。〕

〔第3～第5 同左〕

〔第二部・第三部 同左〕

(記載上の注意)

〔(1)～(8) 同左〕

(9) 〔同左〕

〔a～c 同左〕

〔加える。〕

況」の「2 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」に記載している旨を記載すること。

〔10・(11) 略〕

(12) 重要な契約等

〔a～g 略〕

h 当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第 19 条第 2 項第 12 号の 4 に規定する財務上の特約をいう。以下 h 及び i において同じ。）が付された金銭消費貸借契約（連結子会社との間で締結したものを除く。以下 h 及び i において同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（連結子会社に対して発行したものを除く。以下 h 及び i において同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

i 〔略〕

(13) 〔略〕

〔13－2〕 サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項

第五号様式記載上の注意(13)に準じて記載すること。

〔(14)～(8) 略〕

第七号様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】(2)	_____
【代表者の役職氏名】(3)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(4)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】(5)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)	_____
【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)	_____
【安定操作に関する事項】(8)	_____
【縦覧に供する場所】(9)	名称 _____（所在地）

第一部 〔略〕

第二部 【企業情報】

〔(10)・(11) 同左〕

(12) 〔同左〕

〔a～g 同左〕

h 当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第 19 条第 2 項第 12 号の 4 に規定する財務上の特約をいう。以下 h 及び i において同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

i 〔同左〕

(13) 〔同左〕

〔加える。〕

〔(14)～(8) 同左〕

第七号様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】(2)	_____
【代表者の役職氏名】(3)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(4)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】(5)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)	_____
【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)	_____
【安定操作に関する事項】(8)	_____
【縦覧に供する場所】(9)	名称 _____（所在地）

第一部 〔同左〕

第二部 〔同左〕

第1 [略]

第2 【企業の概況】

[1～4 略]

[削る。]

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】^㉔

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】^㉕

[3～6 略]

第4 [略]

第5 【提出会社の状況】

[1～3 略]

4 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】(50－2)

(2) 【従業員の状況】(50－3)

[第6～第9 略]

[第三部・第四部 略]

(記載上の注意)

[(1)～^㉔] 略]

^㉔ 主要な経営指標等の推移

a 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

ただし、「第二部 企業情報」の「第6 経理の状況」の「1 財務書類」において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、最近3連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近3事業年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

b 提出会社が第19条の9第1項に規定する取引所金融商品市場に上場されている株券等（第9条第1号に規定する株券等をいう。bにおいて同じ。）の発行者である場合には、最近6事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額（第19条の9第3項第1号に規定する時価総額をいう。）を注記すること。

[^㉕～^㉖] 略]

[削る。]

^㉔ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意^㉔に準じて記載すること。

^㉕ サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意^㉕に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意^㉔中「サステナビリティ開示基準（同条第5項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。）とあるのは「サステナビリティ開示基準（同条第5項に規定するサステナビリティ開示基準をいい、同条第6項の規定による外国の基準を含む。）」と、「サステナビリティ開示基準に準拠している旨」とあるのは「サステナビリティ開示基準に準拠している旨（第19条の9第6項の規定による外国の基準が同項の規定により一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準とみなされる場合にあっては、当該外国の基準に準拠している旨及び基準の名称）」と読み替えるものとする。

[^㉔～^㉕] 略]

第1 [同左]

第2 [同左]

[1～4 同左]

5 【従業員の状況】^㉔

第3 [同左]

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】^㉔

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】(35－2)

[3～6 同左]

第4 [同左]

第5 [同左]

[1～3 同左]

[加える。]

[第6～第9 同左]

[第三部・第四部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～^㉔] 同左]

^㉔ [同左]

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

ただし、「第二部 企業情報」の「第6 経理の状況」の「1 財務書類」において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、最近3連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近3事業年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

[^㉔～^㉕] 同左]

^㉔ 従業員の状況

第二号様式記載上の注意^㉔に準じて記載すること。

^㉕ [同左]

第二号様式記載上の注意^㉕に準じて記載すること。

(35－2) [同左]

第二号様式記載上の注意(30－2)に準じて記載すること。

[^㉔～^㉕] 同左]

(50－2) 人材戦略に関する基本方針等

第二号様式記載上の注意(58－2)に準じて記載すること。

(50－3) 従業員の状況

第二号様式記載上の注意(58－3)に準じて記載すること。

〔51〕～〔58〕 略

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の
種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】 名称
（所在地）

〔第一部・第二部 略〕

第三部 【発行情報】

第1 〔略〕

第2 【企業の概況】

〔1～4 略〕

〔削る。〕

〔第3・第4 略〕

第5 【提出会社の状況】

〔1～3 略〕

4 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

(2) 【従業員の状況】

〔第6～第9 略〕

〔第四部～第六部 略〕

（記載上の注意）

〔略〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔51〕～〔58〕 同左

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の
種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】 名称
（所在地）

〔第一部・第二部 同左〕

第三部 〔同左〕

第1 〔同左〕

第2 〔同左〕

〔1～4 同左〕

5 【従業員の状況】

〔第3・第4 同左〕

第5 〔同左〕

〔1～3 同左〕

〔加える。〕

〔第6～第9 同左〕

〔第四部～第六部 同左〕

（記載上の注意）

〔同左〕

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称

(所在地)

第一部 【企業情報】

第1 【略】

第2 【企業の概況】

[1～4 略]

[削る。]

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (16)

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (17)

[3～6 略]

第4 【略】

第5 【提出会社の状況】

[1～3 略]

4 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】 (33－2)

(2) 【従業員の状況】 (33－3)

[第6～第9 略]

第二部 【略】

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称

(所在地)

第一部 【同左】

第1 【同左】

第2 【同左】

[1～4 同左]

5 【従業員の状況】 (16)

第3 【同左】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (17)

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (17－2)

[3～6 同左]

第4 【同左】

第5 【同左】

[1～3 同左]

[加える。]

[第6～第9 同左]

第二部 【同左】

(記載上の注意)

【同左】

及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

[(1)～(15) 略]

[削る。]

(16) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意(16)に準じて記載すること。

(17) サステナビリティに関する考え方及び取組

第七号様式記載上の注意(17)に準じて記載すること。

[(18)～(33) 略]

(33-2) 人材戦略に関する基本方針等

第二号様式記載上の注意(58-2)に準じて記載すること。

(33-3) 従業員の状況

第二号様式記載上の注意(58-3)に準じて記載すること。

[(34)～(48) 略]

第九号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第3項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部 【企業情報】

第1 【略】

第2 【企業の概況】

[1～4 略]

[削る。]

[第3・第4 略]

第5 【提出会社の状況】

[(1)～(15) 同左]

(16) 従業員の状況

第二号様式記載上の注意(16)に準じて記載すること。

(17) 同左

第二号様式記載上の注意(17)に準じて記載すること。

(17-2) 同左

第二号様式記載上の注意(30-2)に準じて記載すること。

[(18)～(33) 同左]

[加える。]

[加える。]

[(34)～(48) 同左]

第九号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第3項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部 同左

第1 同左

第2 同左

[1～4 同左]

5 【従業員の状況】

[第3・第4 同左]

第5 同左

[1～3 略]
4 【従業員の状況等】
(1) 【人材戦略に関する基本方針等】
(2) 【従業員の状況】
[第6～第9 略]
第二部 [略]
(記載上の注意)
[略]

第九号の三様式

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第 号
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【中間会計期間】 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日)
【会社名】(2) _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【代理人の氏名又は名称】(4) _____
【代理人の住所又は所在地】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】(5) _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【縦覧に供する場所】(6) 名称 _____
(所在地) _____

第一部 【企業情報】

[第1・第2 略]

第3 【事業の状況】

[1～3 略]

4 【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】 (12-2)

[第4～第6 略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

[(1)～(12) 略]

(12-2) サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項
第四号の三様式記載上の注意(9-2)に準じて記載すること。

[(13)～(15) 略]

第十号様式

【表紙】

[1～3 同左]
[加える。]

[第6～第9 同左]
第二部 [同左]
(記載上の注意)
[同左]

第九号の三様式

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第 号
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【中間会計期間】 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日)
【会社名】(2) _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【代理人の氏名又は名称】(4) _____
【代理人の住所又は所在地】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】(5) _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【縦覧に供する場所】(6) 名称 _____
(所在地) _____

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]

第3 [同左]

[1～3 同左]

[加える。]

[第4～第6 同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

[(1)～(12) 同左]

[加える。]

[(13)～(15) 同左]

第十号様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【中間会計期間】 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）
【会社名】(2) _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【代理人の氏名又は名称】(4) _____
【代理人の住所又は所在地】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】(5) _____
【連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【縦覧に供する場所】(6) 名称 _____
(所在地)

第一部 【企業情報】

第1 【略】

第2 【企業の概況】

〔1～3 略〕

〔削る。〕

第3 【事業の状況】

- 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 11
- 2 【事業等のリスク】 12
- 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 13
- 4 【重要な契約等】 14
- 5 【研究開発活動】 15
- 6 【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】 16

第4 【略】

第5 【提出会社の状況】

〔1・2 略〕

3 【従業員の状況】(21－2)

〔第6～第8 略〕

第二部 【略】

(記載上の注意)

〔1)～10 略〕

〔削る。〕

- 11 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
第五号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。
- 12 事業等のリスク
第五号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。
- 13 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

【提出書類】 半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【中間会計期間】 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）
【会社名】(2) _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【代理人の氏名又は名称】(4) _____
【代理人の住所又は所在地】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】(5) _____
【連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【縦覧に供する場所】(6) 名称 _____
(所在地)

第一部 【同左】

第1 【同左】

第2 【同左】

〔1～3 同左〕

4 【従業員の状況】 11

第3 【同左】

- 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 12
 - 2 【事業等のリスク】 13
 - 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 14
 - 4 【重要な契約等】 15
 - 5 【研究開発活動】 16
- 〔加える。〕

第4 【同左】

第5 【同左】

〔1・2 同左〕

〔加える。〕

〔第6～第8 同左〕

第二部 【同左】

(記載上の注意)

〔1)～10 同左〕

- 11 従業員の状況
第五号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。
- 12 【同左】
第五号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。
- 13 【同左】
第五号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- 14 【同左】

第五号様式記載上の注意10)に準じて記載すること。 <u>(14)</u> 重要な契約等 第五号様式記載上の注意11)に準じて記載すること。 <u>(15)</u> 研究開発活動 第五号様式記載上の注意12)に準じて記載すること。 <u>(16)</u> サステナビリティに関する考え方や取組等に関する特記事項 第五号様式記載上の注意13)に準じて記載すること。 [(17)～(21) 略] <u>(21－2)</u> 従業員の状況 第五号様式記載上の注意(23－2)に準じて記載すること。 [(22)～(33) 略]	第五号様式記載上の注意11)に準じて記載すること。 <u>(15)</u> [同左] 第五号様式記載上の注意12)に準じて記載すること。 <u>(16)</u> [同左] 第五号様式記載上の注意13)に準じて記載すること。 [加える。] [(17)～(21) 同左] [加える。] [(22)～(33) 同左]
備考 表中の [] の記載は出記による。	